

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	令和7年度 (令和8年3月31日現在)	科 目	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	令和7年度 (令和8年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	3,369	4,587	貯金	1,817,498	1,785,165
預け金	1,054,081	983,093	当座貯金	23,119	20,179
系統預け金	1,053,151	983,008	普通貯金	5,776	6,478
系統外預け金	929	84	通知貯金	4,400	2,500
金銭の信託	32,618	31,895	別段貯金	4,732	4,957
有価証券	561,573	583,271	定期貯金	1,779,470	1,751,049
国債	133,834	157,449	譲渡性貯金	18,700	14,600
地方債	38,055	34,201	借入金	10,000	10,000
短期社債	32,971	—	代理業務勘定	0	6
社債	208,086	190,008	その他負債	16,279	6,762
外国証券	57,610	74,299	貸付留保金	979	13
株式	18,637	25,913	未払法人税等	149	126
受益証券	68,981	97,974	貯金利子諸税その他	33	23
投資証券	3,396	3,424	従業員預り金	179	176
貸出金	237,089	239,149	仮受金	1	0
手形貸付	1,956	2,595	資産除去債務	1	1
証書貸付	195,357	197,999	未払金	—	164
当座貸越	14,271	15,314	未払費用	1,360	3,786
金融機関貸付	25,503	23,239	前受収益	47	61
その他資産	3,926	6,013	約定取引未決済借	13,410	2,276
従業員貸付金	44	43	未決済為替借	114	131
差入保証金	44	44	諸引当金	6,107	6,121
仮払金	35	43	相互援助積立金	5,055	5,055
未収還付法人税等	229	483	賞与引当金	62	67
未収金	1	72	退職給付引当金	939	938
その他の資産	1,347	1,329	役員退職慰労引当金	49	60
未収収益	1,860	3,141	債務保証	1,167	1,062
前払費用	0	0			
約定取引未決済貸	99	602	負債の部合計	1,869,753	1,823,719
未決済為替貸	262	250	(純資産の部)		
有形固定資産	865	1,511	出資金	68,752	68,752
建物	41	1,475	(うち後配出資金)	(40,112)	(40,112)
土地	1	1	利益剰余金	58,502	58,781
建設仮勘定	820	—	利益準備金	27,590	28,130
その他の有形固定資産	2	34	その他利益剰余金	30,912	30,651
無形固定資産	24	15	経営基盤安定化積立金	2,000	2,000
ソフトウェア	19	10	特別積立金	22,900	23,400
その他の無形固定資産	4	4	当期末処分剰余金	6,012	5,251
外部出資	104,769	104,770	(うち当期剰余金)	(2,694)	(2,737)
系統出資	104,111	104,111	会員資本合計	127,254	127,533
系統外出資	537	538	その他有価証券評価差額金	△ 2,191	△ 125
子会社等出資	120	120	評価・換算差額等合計	△ 2,191	△ 125
繰延税金資産	779	666			
債務保証見返	1,167	1,062	純資産の部合計	125,062	127,408
貸倒引当金	△ 5,447	△ 4,908			
資産の部合計	1,994,816	1,951,127	負債および純資産の部合計	1,994,816	1,951,127

I 決算の状況

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度 〔 自令和 6年4月 1日 至令和 7年3月31日 〕	令和7年度 〔 自令和 7年4月 1日 至令和 8年3月31日 〕
経 常 収 益	23,811	26,089
資 金 運 用 収 益	14,813	19,739
貸 出 金 利 息	1,515	2,034
預 け 金 利 息	669	2,222
有 価 証 券 利 息 配 当 金	6,233	8,808
コ ー ル ロ ー ン 利 息	29	17
そ の 他 受 入 利 息	6,365	6,656
(うち 受取 奨励 金)	(6,352)	(6,656)
役 務 取 引 等 収 益	209	239
受 入 為 替 手 数 料	145	144
そ の 他 の 受 入 手 数 料	64	95
そ の 他 事 業 収 益	2,559	1,094
受 取 助 成 金	9	—
国 債 等 債 券 売 却 益	2,510	1,072
融 派 生 商 品 収 益	17	—
そ の 他 の 事 業 収 益	22	22
(うち 受取出資配当金)	(22)	(22)
そ の 他 経 常 収 益	6,228	5,015
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	—	263
償 却 債 権 取 立 益	0	—
株 式 等 売 却 益	5,007	3,225
金 銭 の 信 託 運 用 益	1,197	1,503
そ の 他 の 経 常 収 益	23	23
経 常 費 用	20,861	22,838
資 金 調 達 費 用	10,379	13,720
貯 金 利 息	581	3,975
譲 渡 性 貯 金 利 息	21	99
借 用 金 利 息	8	54
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	13	3
そ の 他 支 払 利 息	9,753	9,586
(うち 支払 奨励 金)	(9,742)	(9,576)
役 務 取 引 等 費 用	194	211
支 払 為 替 手 数 料	2	2
そ の 他 の 支 払 手 数 料	192	209
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	0	0
そ の 他 事 業 費 用	6,911	4,509
経 国 債 等 債 券 売 却 損	6,911	4,509
費 費 費	2,679	3,071
人 物 件 費	1,479	1,503
税 金	1,091	1,299
そ の 他 経 常 費 用	108	268
貸 出 金 償 却	696	1,325
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	—	900
株 式 等 売 却 損	488	—
金 銭 の 信 託 運 用 損	53	317
そ の 他 の 経 常 費 用	60	91
	93	16
経 常 利 益	2,949	3,251
特 別 損 失	0	59
固 定 資 産 処 分 損	0	56
そ の 他 の 特 別 損 失	—	3
税 引 前 当 期 利 益	2,949	3,191
法 人 税、住 民 税 お よ び 事 業 税	419	341
法 人 税 等 調 整 額	△ 165	112
法 人 税 等 合 計	254	454
当 期 剰 余 金	2,694	2,737
当 期 首 繰 越 剰 余 金	3,317	2,514
当 期 末 処 分 剰 余 金	6,012	5,251

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度 〔自令和6年4月1日 至令和7年3月31日〕	令和7年度 〔自令和7年4月1日 至令和8年3月31日〕
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	2,949	3,191
減価償却費	26	77
貸倒引当金の増減額（△は減少）	488	△ 539
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△ 37	△ 1
その他の引当金・積立金の増減額（△は減少）	7	16
資金運用収益	△ 14,813	△ 19,739
資金調達費用	10,379	13,720
有価証券関係損益（△は益）	△ 722	64
金銭の信託の運用損益（△は運用益）	△ 1,137	△ 2,061
固定資産処分損益（△は益）	0	7
貸出金の純増（△）減	18,270	△ 2,059
預け金の純増（△）減	35,983	40,000
買入金銭債権の純増（△）減	10,006	—
貯金の純増減（△）	△ 79,585	△ 36,433
債券貸借取引受入担保金の純増減（△）	△ 47,944	—
資金運用による収入	15,710	19,976
資金調達による支出	△ 9,918	△ 11,304
事業分量配当金の支払額	△ 2,166	△ 1,902
その他	2,974	△ 1,086
小 計	△ 59,529	1,924
法人税等の支払額	△ 319	△ 365
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 59,849	1,559
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 354,384	△ 457,726
有価証券の売却による収入	230,893	67,285
有価証券の償還による収入	221,214	359,300
金銭の信託の増加による支出	△ 3,506	△ 2,822
金銭の信託の減少による収入	1,319	3,912
固定資産の取得による支出	△ 473	△ 722
外部出資の増加による支出	△ 15,624	△ 0
投資活動によるキャッシュ・フロー	79,438	△ 30,774
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資配当金の支払額	△ 537	△ 555
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 537	△ 555
4 現金および現金同等物にかかる換算差額	—	—
5 現金および現金同等物の増減額（△は減少）	19,051	△ 29,770
6 現金および現金同等物の期首残高	50,377	69,429
7 現金および現金同等物の期末残高	69,429	39,659

I 決算の状況

4. 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
1 当期末処分剰余金	6,012	5,251
2 剰余金処分額	3,498	3,419
(1) 利益準備金	540	550
(2) 任意積立金	500	500
特別積立金	500	500
(3) 出資配当金	555	564
普通出資に対する配当金	429	429
後配出資に対する配当金	96	104
第二種後配出資に対する配当金	29	29
(4) 事業分量配当金	1,902	1,805
3 次期繰越剰余金	2,514	1,832

(注) 1. 出資に対する配当率は次のとおりです。
 令和6年度 普通出資1.50% 後配出資0.92% 第二種後配出資0.10%
 令和7年度 普通出資1.50% 後配出資1.00% 第二種後配出資0.10%
 2. 事業分量配当の分配の基準は、次のとおりです。
 令和6年度 系統定期貯金の年間平均残高に対し、年0.107%を乗じた金額
 令和7年度 系統定期貯金の年間平均残高に対し、年0.105%を乗じた金額

5. 注記表

令和6年度

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
 - ・売買目的有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・満期保有目的の債券……定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・子会社・子法人等株式および関連法人等株式
 - ……原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・その他の有価証券……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

令和7年度

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
 - ・売買目的有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・満期保有目的の債券……定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・子会社・子法人等株式および関連法人等株式
 - ……原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・その他の有価証券……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

令和6年度

日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物	6年～50年
その他	5年～20年

- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。

(7) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

⑤ 相互援助積立金

相互援助積立金は、JAバンクの信用向上に資するため、「三重県JAバンク支援制度要領」に基づき計上しています。

(8) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。

令和7年度

日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物	6年～50年
その他	5年～20年

- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。

(7) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

⑤ 相互援助積立金

相互援助積立金は、JAバンクの信用向上に資するため、「三重県JAバンク支援制度要領」に基づき計上しています。

(8) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は、当事業年度の費用に計上しています。

I 決算の状況

令和6年度

2 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度にかかる計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

- ① 当年度にかかる計算書類に計上した額
貸倒引当金 5,447百万円
- ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - a 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項（7）引当金の計上方法①貸倒引当金」に記載しています。
 - b 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
 - c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度にかかる計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

- ① 当年度にかかる計算書類に計上した額
「5 金融商品に関する事項（2）金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。
- ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - a 算出方法
金融商品の時価の算出方法は、「5 金融商品に関する事項（2）金融商品の時価等に関する事項②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。
 - b 主要な仮定
主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。
 - c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響
市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

3 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、501百万円です。
- (2) 有形固定資産の圧縮記帳額は、181百万円です。
- (3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として車輛等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合 計
オペレーティング・リース	36百万円	61百万円	98百万円

令和7年度

2 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度にかかる計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

- ① 当年度にかかる計算書類に計上した額
貸倒引当金 4,908百万円
- ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - a 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項（7）引当金の計上方法①貸倒引当金」に記載しています。
 - b 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
 - c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度にかかる計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

- ① 当年度にかかる計算書類に計上した額
「5 金融商品に関する事項（2）金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。
- ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - a 算出方法
金融商品の時価の算出方法は、「5 金融商品に関する事項（2）金融商品の時価等に関する事項②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。
 - b 主要な仮定
主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。
 - c 翌年度にかかる計算書類に及ぼす影響
市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

3 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、313百万円です。
- (2) 有形固定資産の圧縮記帳額は、93百万円です。
- (3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として車輛等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1年以内	1年超	合 計
オペレーティング・リース	37百万円	131百万円	168百万円

令和6年度

- (4) 担保に供している資産は、為替決済、公金決済等の取引の担保として、預け金50,000百万円、有価証券292百万円を差し入れています。
- (5) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が国債に合計17,162百万円含まれています。
- (6) 子会社等に対する金銭債権の総額は1,490百万円です。
- (7) 子会社等に対する金銭債務の総額は372百万円です。
- (8) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権・債務はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。
- (9) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権額、危険債権額およびその合計額は次のとおりです。なお、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はあります。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権額	11百万円
危険債権額	5,523百万円
合計額	5,535百万円

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (10) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は、61,994百万円です。
- (11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金18,017百万円が含まれています。

4 損益計算書に関する事項

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 5百万円 |
| うち事業取引高 | 5百万円 |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 284百万円 |
| うち事業取引高 | 284百万円 |

5 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針

令和7年度

- (4) 担保に供している資産は、為替決済、公金決済等の取引の担保として、預け金51,000百万円、有価証券292百万円を差し入れています。
- (5) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が国債に合計66,069百万円含まれています。
- (6) 子会社等に対する金銭債権の総額は1,560百万円です。
- (7) 子会社等に対する金銭債務の総額は434百万円です。
- (8) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権・債務はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。
- (9) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権額、危険債権額およびその合計額は次のとおりです。なお、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はあります。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権額	88百万円
危険債権額	4,521百万円
合計額	4,610百万円

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (10) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は、61,901百万円です。
- (11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金18,687百万円が含まれています。

4 損益計算書に関する事項

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 10百万円 |
| うち事業取引高 | 10百万円 |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 301百万円 |
| うち事業取引高 | 301百万円 |

5 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針

I 決算の状況

令和6年度

当会は、三重県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金(当座貸越契約および貸出コミットメントを含む)、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、金銭の信託および有価証券は、主に株式、債券、投資信託、オルタナティブ資産で運用しており、満期保有目的、純投資目的(運用目的およびその他目的)で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金、農林中央金庫から借り入れた日銀気候変動対応資金供給オペレーションに基づく資金です。

デリバティブ取引には、その他有価証券で保有する債券、株式のリスクヘッジを目的として行っている先物取引および保有有価証券の運用効率向上を目的として行っているオプション取引があります。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスク管理基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行いリスク管理委員会およびALM委員会に報告しています。

信用リスク取引にかかる年間の運用方針等は、企画会議またはALM委員会において審議のうえ、理事会において決定しています。また、リスク管理委員会を毎月開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容を把握するとともに、状況に応じて対応方針を協議しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

ALMに関する規程等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において方針を協議し、運営状況(投資方針等ALM委員会の主要決定事項、

令和7年度

当会は、三重県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金(当座貸越契約および貸出コミットメントを含む)、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、金銭の信託および有価証券は、主に株式、債券、投資信託、オルタナティブ資産で運用しており、満期保有目的、純投資目的(運用目的およびその他目的)で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金、農林中央金庫から借り入れた日銀気候変動対応資金供給オペレーションに基づく資金です。

デリバティブ取引には、その他有価証券で保有する債券、株式のリスクヘッジを目的として行っている先物取引および保有有価証券の運用効率向上を目的として行っているオプション取引があります。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスク管理基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行いリスク管理委員会およびALM委員会に報告しています。

信用リスク取引にかかる年間の運用方針等は、企画会議またはALM委員会において審議のうえ、理事会において決定しています。また、リスク管理委員会を毎月開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容を把握するとともに、状況に応じて対応方針を協議しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

ALMに関する規程等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において方針を協議し、運営状況(投資方針等ALM委員会の主要決定事項、

令和6年度

当面の見通し等)について、毎月理事会および経営管理委員会に報告する体制をとっています。

また、金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にリスク管理委員会に報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、有価証券の為替変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、時価の把握を定期的に行いALM委員会に報告しています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会で協議した方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。また、リスク管理統括部門および有価証券運用部門で行ったリスク分析の結果については、リスク管理委員会およびALM委員会に報告し、運用方針の協議を行っています。

このほか、総務部門で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、モニタリング、事務処理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立して管理しています。

(e) 市場リスクにかかる定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券および満期保有目的に分類される債券、「貯金」です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当会のVaRは分散共分散法（信頼区間99%、観測期間5年、保有期間：有価証券60営業日、預け金等250営業日）により算出しており、令和7年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で19,741百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

c 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

令和7年度

当面の見通し等)について、毎月理事会および経営管理委員会に報告する体制をとっています。

また、金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にリスク管理委員会に報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、有価証券の為替変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、時価の把握を定期的に行いALM委員会に報告しています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会で協議した方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。また、リスク管理統括部門および有価証券運用部門で行ったリスク分析の結果については、リスク管理委員会およびALM委員会に報告し、運用方針の協議を行っています。

このほか、総務部門で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、モニタリング、事務処理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立して管理しています。

(e) 市場リスクにかかる定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券および満期保有目的に分類される債券、「貯金」です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当会のVaRは分散共分散法（信頼区間99%、観測期間5年、保有期間：有価証券60営業日、預け金等250営業日）により算出しており、令和8年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で37,310百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

c 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

I 決算の状況

令和6年度

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預け金	1,054,081	1,051,892	△2,188
金銭の信託	32,618	32,618	—
運用目的の金銭の信託	500	500	—
その他の金銭の信託	32,118	32,118	—
有価証券	561,573	557,935	△3,638
満期保有目的の債券	66,543	62,905	△3,638
その他有価証券	495,030	495,030	—
貸出金	237,089		
貸倒引当金	△5,381		
貸倒引当金控除後	231,707	230,140	△1,566
資産計	1,879,980	1,872,586	△7,394
貯金	1,836,198	1,833,068	△3,130
借入金	10,000	9,982	△17
負債計	1,846,198	1,843,051	△3,147

- (注) 1. その他の金銭の信託には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれています。
2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。
3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金18,700百万円を含めています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成する有価証券や貸出金の時価は、下記cおよびdと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

なお、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しています。

令和7年度

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預け金	983,093	980,066	△3,027
金銭の信託	29,865	29,865	—
運用目的の金銭の信託	500	500	—
その他の金銭の信託	29,365	29,365	—
有価証券	583,271	566,559	△16,711
満期保有目的の債券	98,807	82,096	△16,711
その他有価証券	484,463	484,463	—
貸出金	239,149		
貸倒引当金	△4,845		
貸倒引当金控除後	234,303	225,319	△8,983
資産計	1,830,532	1,801,810	△28,722
貯金	1,799,765	1,798,423	△1,342
借入金	10,000	9,982	△17
負債計	1,809,765	1,808,405	△1,359

- (注) 1. その他の金銭の信託には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれています。
2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。
3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金14,600百万円を含めています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成する有価証券や貸出金の時価は、下記cおよびdと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

なお、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しています。

令和6年度

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

非上場株式	153百万円
組合出資金	1,682百万円
その他外部出資	104,616百万円

(注) 1. 非上場株式およびその他外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

2. 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象としていません。なお、組合出資金は、「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号2024年7月1日）第132項で定める任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等を含めていません。

令和7年度

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

非上場株式	153百万円
組合出資金	2,030百万円
その他外部出資	104,617百万円

(注) 1. 非上場株式およびその他外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

2. 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象としていません。なお、組合出資金は、「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号2025年3月11日）第132項で定める任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等を含めていません。

I 決算の状況

令和6年度

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,054,081	—	—	—	—	—
有価証券	49,706	27,657	47,758	48,372	45,447	306,069
満期保有目的の債券	72	—	—	—	—	69,582
その他の有価証券のうち満期があるもの	49,633	27,657	47,758	48,372	45,447	236,486
貸出金	57,283	40,245	19,621	27,707	24,812	67,409
合 計	1,161,070	67,902	67,379	76,080	70,260	373,479

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越（融資型を除く）197百万円については「1年以内」に含めています。
2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等9百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,817,003	164	300	10	20	—
譲渡性貯金	18,700	—	—	—	—	—
借入金	10,000	—	—	—	—	—
合 計	1,845,703	164	300	10	20	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① 売買目的有価証券はありません。

② 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借 対照表計上額を 超えるもの	社 債	195	196	0
	小 計	195	196	0
時価が貸借 対照表計上額を 超えないもの	国 債	52,887	49,841	△3,046
	社 債	13,459	12,867	△592
	小 計	66,347	62,708	△3,638
	合 計	66,543	62,905	△3,638

令和7年度

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	983,093	—	—	—	—	—
有価証券	24,428	44,927	54,024	48,666	34,258	335,776
満期保有目的の債券	68	—	—	—	—	103,670
その他の有価証券のうち満期があるもの	24,360	44,927	54,024	48,666	34,258	232,105
貸出金	61,069	22,964	35,843	28,920	21,290	68,975
合 計	1,068,591	67,892	89,868	77,587	55,548	404,751

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越（融資型を除く）220百万円については「1年以内」に含めています。
2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等83百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,768,807	1,533	12,909	591	1,323	—
譲渡性貯金	14,600	—	—	—	—	—
借入金	10,000	—	—	—	—	—
合 計	1,793,407	1,533	12,909	591	1,323	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① 売買目的有価証券はありません。

② 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借 対照表計上額を 超えないもの	国 債	86,068	71,277	△14,791
	社 債	12,739	10,819	△1,920
	小 計	98,807	82,096	△16,711
	合 計	98,807	82,096	△16,711

令和6年度

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	13,957	6,675	7,282
	債 券	22,591	21,810	781
	国 債	16,662	15,955	707
	地方債	2,176	2,127	48
	短期社債	—	—	—
	社 債	2,251	2,227	24
	外国証券	1,501	1,499	1
	受益証券	39,540	24,861	14,679
	投資証券	1,854	1,579	274
	小 計	77,944	54,926	23,018
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	4,679	5,321	△642
	債 券	381,423	403,264	△21,840
	国 債	64,285	71,468	△7,183
	地方債	35,879	39,143	△3,263
	短期社債	32,971	32,992	△21
	社 債	192,178	202,728	△10,550
	外国証券	56,109	56,931	△821
	受益証券	29,440	31,243	△1,802
	投資証券	1,541	1,657	△115
	小 計	417,085	441,487	△24,401
	合 計	495,030	496,413	△1,383

(注) 上記差額合計が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株 式	1,865	335	35
債 券	216,648	2,417	6,893
その他	12,425	4,765	36
合 計	230,940	7,517	6,965

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

① 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額 500百万円

当年度の損益に含まれた評価差額 ー百万円

② 満期保有目的の金銭の信託はありません。

③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	32,118	32,926	△808	467	△1,276

(注) 1. 上記差額が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

令和7年度

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	24,094	10,750	13,344
	債 券	19,018	18,870	147
	地方債	1,732	1,726	6
	社 債	660	653	7
	外国証券	16,624	16,489	134
	受益証券	64,383	41,075	23,307
	投資証券	2,522	2,051	471
	小 計	110,018	72,747	37,271
	株 式	1,818	2,021	△202
	債 券	338,132	372,588	△34,456
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国 債	71,381	85,781	△14,400
	地方債	32,468	37,385	△4,916
	社 債	176,608	190,675	△14,066
	外国証券	57,674	58,746	△1,072
	受益証券	33,591	35,273	△1,681
	投資証券	901	957	△55
	小 計	374,444	410,840	△36,396
	合 計	484,463	483,588	875

(注) 上記差額合計が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株 式	3,950	687	81
債 券	53,298	970	4,508
その他	10,481	2,640	236
合 計	67,730	4,298	4,827

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

① 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額 500百万円

当年度の損益に含まれた評価差額 ー百万円

② 満期保有目的の金銭の信託はありません。

③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	31,395	32,396	△1,000	614	△1,614

(注) 1. 上記差額が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

I 決算の状況

令和6年度

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度であるが、一部に全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しており、積立型制度に区分して記載しています。）を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、職位と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が有する確定給付企業年金制度および退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	977百万円
退職給付費用	115百万円
退職給付の支払額	△140百万円
制度への拠出額	△13百万円
期末における退職給付引当金	939百万円

b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,359百万円
年金資産	△419百万円
	939百万円
非積立型制度の退職給付債務	－百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	939百万円
退職給付引当金	939百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	939百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	115百万円
----------------	--------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、16百万円となっています。

また、存続組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、116百万円となっています。

令和7年度

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度であるが、一部に全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しており、積立型制度に区分して記載しています。）を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、職位と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が有する確定給付企業年金制度および退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	939百万円
退職給付費用	75百万円
退職給付の支払額	△63百万円
制度への拠出額	△13百万円
期末における退職給付引当金	938百万円

b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,348百万円
年金資産	△409百万円
	938百万円
非積立型制度の退職給付債務	－百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	938百万円
退職給付引当金	938百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	938百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	75百万円
----------------	-------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、16百万円となっています。

また、存続組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、103百万円となっています。

令和6年度

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
退職給付引当金	264百万円
繰延資産償却超過額	28百万円
賞与引当金	17百万円
貸出金償却	42百万円
貸倒引当金	1,354百万円
相互援助積立金	1,423百万円
貸出金未収利息	451百万円
有価証券有税償却額	299百万円
未払支払奨励金	224百万円
その他有価証券評価差額金	617百万円
その他	93百万円
繰延税金資産小計	4,817百万円
評価性引当額	△4,036百万円
繰延税金資産合計(A)	780百万円
繰延税金負債	
その他	△1百万円
繰延税金負債合計(B)	△1百万円
繰延税金資産の純額(A) + (B)	779 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.44%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.26%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.81%
事業分当配当金	△17.70%
住民税均等割等	0.13%
評価性引当額の増減	0.56%
税率変更による期末繰延税金資産(負債)の増額修正	△0.25%
その他	0.00%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.62%

- (3) 税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債への影響額
 防衛特別法人税が令和7年3月31日に国会で成立したことにと
 もない、令和8年4月1日に開始する年度に解消が見込まれる一
 時差異について、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用
 した法定実効税率は、前事業年度の27.44%から28.16%に
 変更されました。その結果、繰延税金資産が7,695千円、繰延
 税金負債が49千円それぞれ増加し、法人税等調整額が7,646
 千円増加しています。

令和7年度

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
退職給付引当金	264百万円
繰延資産償却超過額	39百万円
賞与引当金	19百万円
繰延消費税償却超過額	36百万円
貸出金償却	42百万円
貸倒引当金	1,319百万円
相互援助積立金	1,423百万円
貸出金未収利息	480百万円
有価証券有税償却額	299百万円
未払支払奨励金	228百万円
その他有価証券評価差額金	35百万円
その他	91百万円
繰延税金資産小計	4,279百万円
評価性引当額	△3,611百万円
繰延税金資産合計(A)	668百万円
繰延税金負債	
その他	△2百万円
繰延税金負債合計(B)	△2百万円
繰延税金資産の純額(A) + (B)	666百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.44%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.28%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.01%
事業分当配当金	△15.52%
住民税均等割等	0.12%
評価性引当額の増減	4.79%
税額控除	△0.59%
税率変更による期末繰延税金資産(負債)の増額修正	△0.29%
その他	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.23%

I 決算の状況

令和6年度

- 10 キャッシュ・フロー計算書に関する事項**
キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金です。
- 11 持分法損益等に関する事項**
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等
- | | |
|--------------------|--------|
| 関連会社に対する投資の金額 | 120百万円 |
| 持分法を適用した場合の投資の金額 | 253百万円 |
| 持分法を適用した場合の投資利益の金額 | 49百万円 |

令和7年度

- 10 キャッシュ・フロー計算書に関する事項**
キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金です。
- 11 持分法損益等に関する事項**
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等
- | | |
|--------------------|--------|
| 関連会社に対する投資の金額 | 120百万円 |
| 持分法を適用した場合の投資の金額 | 282百万円 |
| 持分法を適用した場合の投資利益の金額 | 29百万円 |

6. 財務諸表の適正性等にかかる確認

確 認 書

- ① 私は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年6月30日

三重県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 内藤 真毅

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記表および剰余金処分計算書を指しています。

7. 会計監査人の監査

令和6年度および令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。